

事業の廃止・休止又は再開をした場合

- ※ 廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に届出して下さい。
- ※ 再開したときは、当該再開の日から10日以内に届出して下さい。

法人の場合

事業の廃止又は休止	①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11） ②指定給水装置工事事業者証（廃止のみ）
事業の再開	①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

個人の場合

事業の廃止又は休止	①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11） ②指定給水装置工事事業者証（廃止のみ）
事業の再開	①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

様式第11 (第35条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止
再 開 届出書

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の廃止・休止・再開の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	